

Weekly Report

第631日号
令和3年12月20日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

令和4年度税制改正大綱(主な個人関連)

◎住宅ローン控除の見直し……住宅ローン控除の

適用期限を令和7年まで延長し、令和4年以後は、①控除率を0.7%に引下げ、②控除対象となる借入限度額は省エネ性能や入居年などに応じて2~5千万円、③控除期間は13年(中古住宅や令和6年・7年入居の一般住宅は10年)、④適用対象者の所得要件を2千万円以下に引下げ、⑤適用対象となる中古住宅の築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合(登記簿上の建築日付が昭和57年以降の家屋は適合しているとみなす)していることを要件に加えます。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受

けた場合の贈与税非課税措置の適用期限を令和5年まで延長し、令和4年以後は、①非課税限度額を住宅の新築等に係る契約締結時期にかかわらず、省エネ等住宅1千万円・一般住宅500万円、②中古住宅の要件を上記の住宅ローン控除⑤と同様に見直します。

◎上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

……上場株式等の配当所得等及び特定口座内(源泉徴収あり)の譲渡所得等については、所得税と住民税で異なる課税方式を選択(例えば、配当所得等について所得税は総合課税、住民税は申告不要とするなど)できますが、令和6年度分以後の個人住民税から所得税と異なる課税方式は選択できません。

◎財産債務調書制度等の見直し……令和5年分から、財産債務調書の提出義務者に、年末時点で10億円以上の財産を有する方を加えます。また、財産債務調書及び国外財産調書の提出期限を翌年6月30日とするほか、調書への記載を省略できる家庭用動産の取得価額の基準を300万円未満に上げます。

令和2年分の相続税の課税割合は8.8%

国税庁が公表した「令和2年分 相続税の申告実績」によると、令和2年に亡くなった137万1755人(被相続人のうち、相続税の課税対象となったのは12万372人で課税割合は8.8%でした。

また、課税対象となった被相続人1人当たりの課税価格(相続財産価額から債務・葬式費用を控除し、相続前3年以内の贈与財産等を加算)は1億3619万円、税額は1373万円となっています。

なお、相続等で取得した財産の価額が基礎控除額(3千万円+600万円×法定相続人数)を超える場合に課税対象となりますが、遺産分割をめぐる争いは課税の有無に関係なく起こり得るので、事前の話し合いや遺言書の作成などが大切です。

事業復活支援金は売上高に応じた上限額

補正予算が成立し、新型コロナにより本年11月~来年3月のいずれかの月売上が30%以上減少した中小事業者に、売上減少額を基に算定した額を給付する「事業復活支援金」が実施されます。

法人の給付上限額は売上高に応じて異なり、売上減少率50%以上の場合、年間売上高5億円超の法人で250万円(30~50%減少は150万円)、1億円超~5億円以下は150万円(同90万円)、1億円以下は100万円(同60万円)です。なお、個人事業者は50万円(同30万円)が上限額です。